

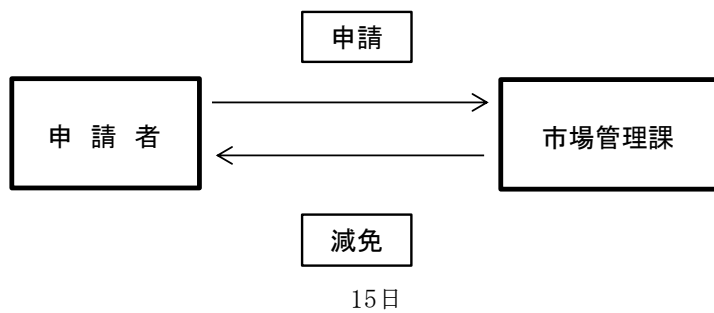
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 18

処 分 名	市場使用料の減免	
処 分 の 概 要	市場使用料の減免を行う	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第75条	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	<p>松山市中央卸売市場業務条例第75条の規定に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市中央卸売市場業務条例 (市場使用料の減免) 第75条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場使用料を減免することができる。 (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないことが3日以上にわたったとき。 (2) 第72条第1項の規定による使用停止が3日以上にわたったとき。 (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。